

- 4月26日(金)に、酒田港が港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾(以下、基地港湾)に指定されました。
- 新たに酒田港が基地港湾に指定されたことを受け、基地港湾指定書交付式が山形県庁で行われました。
- 交付式では酒田港港湾管理者である吉村美栄子・山形県知事に対し、安部賢・国土交通省 東北地方整備局 副局長から指定書の交付が行われました。

※ 洋上風力発電設備の設置及び維持管理には、重厚長大な資機材を扱うことが可能な地耐力・広さを備えた埠頭が必要であるため、国土交通省は、国土交通大臣が「基地港湾」を指定し、当該基地港湾の特定の埠頭を構成する行政財産を、発電事業者に対し長期・安定的に貸し付ける制度(最大30年間)を令和2年2月に創設しています。

※ 同制度に基づき、令和6年4月26日時点で、青森港、秋田港、能代港、酒田港、鹿島港、新潟港及び北九州港の計7港が基地港湾に指定されています



指定書交付の様子



吉村・山形県知事(左)と安部・国土交通省東北地方整備局副局長(右)